

保険料の支払い方法について

「年金からの天引き」から「口座振替でのお支払い」への納付方法の変更について要件がなくなりました。

納付方法の変更について、これまでの「国民健康保険税の2年間完納」などの要件がなくなりました。納付方法の変更を希望される人は保険課高齢者保険係で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- ① 後期高齢者医療制度の保険証
- ② 振替口座の預金通帳
- ③ 通帳の届け印

国民健康保険税の納付方法についても同様の見直しがありました。詳しくは税務課市民税保険税係へお問い合わせください。

被用者保険の被扶養者であった人への軽減措置について

平成20年度の特別措置であった被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった人への保険料軽減措置が平成21年度も継続されます。

対象者	後期高齢者医療制度に加入する日の前日まで被用者保険の被扶養者であった人
保険料の特別措置	保険料均等割額 9割軽減

※被用者保険とは政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国保組合は該当しません。

〈問い合わせ〉

後期高齢者医療保険料の決定について

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

電話 092 - 651 - 3111

FAX 092 - 651 - 3901（言語・聴覚などに障害がある人専用）

後期高齢者医療保険料の納付相談・保険証・各種手続きについて

田川市保険課高齢者保険係

電話 44 - 2000（内線113・114）

国民健康保険税について

田川市税務課市民税保険税係

電話 44 - 2000（内線200・201・202）

後期高齢者医療制度

制度の内容が一部見直しになります

平成21年度から保険料の軽減制度や保険料の支払方法が一部見直しになります。

保険料の軽減制度の見直し

保険料軽減制度の均等割額に9割軽減が設けられます。また所得割額は平成20年度に特別措置された5割軽減が本制度として設けられます。

●均等割の軽減

軽減内容		対象者
20年度	21年度	同一世帯内の被保険者及び世帯主の基準所得額の合計
7割軽減 (特別措置により8.5割軽減)	9割軽減	【33万円(基礎控除額)】以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯
	7割軽減	【33万円(基礎控除額)】以下の世帯
5割軽減	5割軽減	【33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下の世帯
2割軽減	2割軽減	【33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者の数】以下の世帯

●所得割の軽減

軽減内容	対象者
5割軽減	総所得金額等が91万円以下の人

後期高齢者医療保険料の軽減図(単身世帯の場合)

